

新型コロナウイルス感染症に対する茨城県企業局の取組

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大している事態を踏まえ、企業局では、県民のライフラインである水道事業の業務を継続し、安全で安心な水を安定的に供給するため、局内に設置した「企業局新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に対策に取り組んでおります。

また、令和2年4月16日に、新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大され、茨城県は特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」に位置づけられておりますので、今後、県の対策等を踏まえ、必要に応じて企業局における対策の強化を検討して参ります。

《 安全で安心な水の提供 》

コロナウイルスに分類されるウイルスに対しては、一般的に塩素等による消毒の効果が高いとされています。

企業局では、国の法令に従い適切に塩素消毒を実施するとともに、国が定める水道水質基準に従い安全で安心な水を供給しています。

1 企業局における取組体制

- 企業局長を本部長とする「企業局新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（2月28日）し、感染防止対策や浄水場等で感染者が発生した場合の対応等について、随時協議し、必要な対策等を迅速に決定しています。

2 職員の感染防止対策

- 職員の感染防止のため、次の取組を実施しています。
 - ・来訪者からの感染防止のため、浄水場見学の受入れを停止（2月7日～）
 - ・外部との接触は避け、原則、電話・メールで対応（やむを得ない場合は、来客者対応エリアで対応）
 - ・各職員が接触する人数を7～8割程度削減するための基準を設定（職員同士の会話時間・相手との距離、会議やミーティングの時間・人数の制限など）
 - ・随時、企業局内の各所属長に対し情報提供を行うとともに、感染予防対策の徹底を喚起

3 職員の勤務体制

- 企業局が担う水道事業は、県民のライフラインであり、現地性・緊急性の高い業務であることから、テレワークの活用により、原則、2班体制（1日交代で出勤）とし、ビニールシート等による執務室の分離など感染防止対策を講じたうえで業務を継続しています。

4 企業局及び委託事業者の健康状態等の把握

- 随時、企業局本局、各出先機関及び委託事業者における職員の健康状態や要望等を聴取し、必要に応じて対応を検討しています。

5 浄水場で感染者が発生した際の対応

- 浄水場で感染者が発生した際、支援を行う職員を特定し、給水が継続できるよう速やかに対応できる応援体制を構築しています。
- 速やかな消毒作業が実施できるよう、予め除菌消毒業者との連絡体制（平日及び休日・夜間）を構築しております。

6 工業用水道料金のお支払い猶予

- 企業局では、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に工業用水道料金等のお支払いが困難となった受水企業の皆様に対して、お支払い猶予のご相談に応じます。

〔問い合わせ先〕茨城県企業局業務課 電話（直通）：029-301-4958（平日 8:30～17:15）